

認定こども園あいいくの丘重要事項の概要

当園における特定教育・保育の提供の開始に当たり、あなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1. 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人竹山愛育会
事業者の所在地	兵庫県丹波市市島町中竹田字安下新田3733番6
事業者の連絡先	0795-86-0011
代表者氏名	理事長 田淵 慎

2. 施設の概要

種別	幼保連携型認定こども園							
名称	認定こども園あいいくの丘							
所在地	兵庫県丹波市市島町中竹田３７３３番地６							
連絡先	電話番号　：０７９５－８６－００１１ ＦＡＸ番号：０７９５－８６－００２２							
施設長氏名	園長　浅田　尚克							
開設年月日	平成２６年４月１日							
利用定員	年齢区分	０歳児	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
	１号	－人	－人	－人	３人	３人	３人	９人
	２号・３号	７人	１４人	２３人	２０人	２３人	２３人	１１０人
	合計	７人	１４人	２３人	２３人	２６人	２６人	１１９人
当園の理念・目標		【理念】 自然豊かな環境の中、心豊かな人格形成・心身の発達を培い、自尊心の育ちを大切にする教育・保育を行う。 【目標】 生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な乳幼児期において、園児との信頼関係を十分に築き、安心して生活できる環境の中、こども園教育・保育要領のねらいに沿って、一人一人の子どもの育ちを大切にし、「遊び」や「生活」を通して発達や学びのれんぞくせいを踏まえた教育・保育を行い、生きる力（知・徳・体のバランスのとれた力）の基礎を育む。						

3. 施設の概要

敷地	敷地全体	6195.00 m ²
	園庭	810.01 m ²
園舎	構造	(鉄骨造 2階建て)
	延べ	1,738.72 m ²

4. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	
ほふく室	1 室	
保育室	6 室	2歳児クラス、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラス
遊戯室	1 室	
調理室	1 室	
子育て支援室	1 室	
医務室	1 室	
職員室	1 室	

5. 職員の配置状況（令和8年4月1日 現在）

当園では、「兵庫県認定こども園の認可等に関する条例(平成18年兵庫県条例第63号) 第3条(幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準)」に定める基準を遵守し、特定教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園長	1 人	1 人	—	
副園長	1 人	1 人	—	
主幹保育教諭	2 人	2 人	—	
保育教諭	26 人	13 人	13 人	
管理栄養士	2 人	1 人	1 人	
栄養士・調理師	3 人	2 人	1 人	
看護師	1 人	1 人	—	
保育補助者	2 人	1 人	1 人	

事務職員	3 人	2 人	1 人	
------	-----	-----	-----	--

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

6. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制	備 考
園長	8：00～17：00	
副園長	8：00～17：00	
主幹保育教諭 保育教諭	7：00～18：00	シフトにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
管理栄養士 栄養士・調理師	7：30～17：00	シフトにより、職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
看護師	8：00～17：00	
保育補助者	8：30～17：30	シフトにより、保育補助者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
事務職員	8：00～17：00	勤務形態により、事務職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8時00分～14時00分（6時間）
預かり保育（一時預かり）	保育時間	朝：7時00分～8時00分 夕：14時00分～18時00分 土曜：8時00分～17時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月6日）	
	夏季（8月1日～8月31日）	
	春季（3月20日～入園式の前日）	

※園の事情により変更になることがあります。

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時00分～18時00分（11時間）
	保育短時間	8時00分～16時00分（8時間）
延長保育	保育標準時間	夕：18時00分～19時00分
	保育短時間	朝：7時00分～8時00分 夕：16時00分～19時00分
開所時間	月～金曜日	7時00分～19時00分
	土曜日	7時00分～19時00分
休業日	日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

8. 利用料等

保育料（月額）	支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担（保育料）		
バス代（月額）	全園児	維持管理経費	1,000 円
	利用園児 （2人目 1/2、3人目無料）	運転手人件費 燃料代 他	1,500 円
	一時利用	（1回当たり）	100 円
給食費（月額）	1号認定子ども （8月は徴収いたしません）	主食費（月額）	500 円
		副食費（月額）	3,500 円
	2号認定子ども	主食費（月額）	500 円
		副食費（月額）	4,500 円
		土曜日保育（1回）	500 円
月刊絵本代	全園児	0歳児（月額）	420 円
		1歳児（月額）	440 円
		2歳児（月額）	430 円
		3歳児（月額）	440 円
		4歳児（月額）	490 円
		5歳児（月額）	490 円
その他	（1号認定子どもの預かり保育 に係る費用）	（1時間当たり）	300 円
		（7時～8時）	300 円

		(17 時以降/時間)	1,000 円
	(2号・3号認定子どもの延長 保育に係る費用)	(1 時間当たり)	300 円
		(19 時以降/時間)	1,000 円
	文房具等の実費	随時	随時

9. 支払方法

保育料、バス代（一時利用を除く）、給食費、及び月刊絵本代は、毎月 25 日（休業日の場合は翌営業日）に指定の口座より口座振替いたします。

延長保育、一時預かり、一時バス利用料の支払は利用された月の翌月 10 日までに現金でお支払いいただきます。

文房具等の実費は、随時、現金でお支払いいただきます。

10. 提供する特定教育・保育の内容

当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年 3 月 31 日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、以下の特定教育・保育その他の便宜の提供を行います。

（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記 7 に記載する時間において、特定教育・保育を提供します。

（２）子育て支援事業の提供

未就園児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供します。また、子育てについての相談、情報を提供します。

（３）送迎

希望者については、通園バスによる送迎を実施します。

なお、通園バスをご利用の場合は、別途利用者負担が必要となります。

（４）食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
1 歳児	9 時 30 分頃	11 時頃	15 時頃	
2 歳児		11 時頃	15 時頃	

3 歳児		12 時頃	15 時頃	
4 歳児		12 時頃	15 時頃	
5 歳児		12 時頃	15 時頃	

※献立表は、毎月別途お知らせします。

※食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

(5) その他

○延長保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育します。

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、こども園において一時的に保育します。

○病児保育事業

特定教育・保育中の体調不良児を一時的に預かるほか、入園児に対する保健的な対応や相談支援を行います。

○特別支援保育事業

就園する要支援児の特別支援教育・保育を提供します。

(6) 年間行事計画 ※誕生会、身体測定、避難訓練は毎月実施します。

月	行事内容
4 月	入園・進級式、個別懇談会（新入園児、希望者）
5 月	花まつり参加（石像寺）、内科健診、歯科健診、オープン参観・引き渡し訓練
6 月	水あそび・泥あそび
7 月	プール開き、チャレンジ保育（5 歳児）
8 月	夏休み（1 号認定子ども）
9 月	交通安全教室
10 月	運動会、丹波竹田祭参加（5 歳児）、内科健診、さつまいも掘り
11 月	就学時健診（5 歳児）、オープン参観、収穫祭（焼き芋、クッキング）
12 月	あいいくフェスタ Part1、クリスマス会
1 月	新年おめでとう会、どんど焼き
2 月	節分豆まき会、あいいくフェスタ Part2
3 月	小学校体験投稿・体験入学（5 歳児）、お別れ遠足（5 歳児）、お別れ会、卒園式

11. 利用料金

上記８・９のとおり

12. 利用契約の終了に関する事項

当園は、以下の場合には、特定教育・保育の提供を終了いたします。

- (１) 園児が小学校に就学したとき
- (２) 子ども・子育て支援法第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号規定により支給認定が取り消されたとき
- (３) 支給認定保護者から退園の申し出があったとき
- (４) 丹波市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき
- (５) 理由なく利用者負担額等を 3 ヶ月以上滞納したとき
- (６) 園の運営上なされる園長の指示に再三にわたり従わないとき
- (７) その他、利用の継続について重要な支障又は困難が生じたとき

13. 嘱託医等

当園は、以下の医療機関等と嘱託契約を締結しています。

(１) 内科

医療機関の名称	医療法人社団回春堂 中澤医院
医院長名	中澤 直三
所在地	兵庫県丹波市市島町中竹田 1162 番地
電話番号	0795-86-0014

(２) 歯科

医療機関の名称	竹田歯科診療所
医院長名	竹田 逸浩
所在地	兵庫県丹波市市島町下竹田 15 番地 1
電話番号	0795-86-0532

(３) 薬剤師

名称	ドラッグＢ＆Ｏ
薬剤師名	坂東 隆弘
所在地	兵庫県丹波市市島町上田 506 番地 1
電話番号	0795-85-0515

14. 緊急時における対応方法

お預かりしている園児に症状急変等の緊急事態が発生した場合には、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、保護者の指定する医療機関等に搬送することもあります。

15. 非常災害対策

防火管理者	副園長
消防計画届出年月日	令和5年4月12日
避難訓練	総合訓練：年2回、消火訓練：年2回、通報訓練：年2回、 避難訓練：毎月1回、引き渡し訓練：年1回実施
防災設備	屋内消火栓設備、自動火災探知設備、火災通報装置、非常用電源（自家発・蓄電）排煙装置及び消火器、誘導灯及び誘導標式、火災報知器を備えています。
緊急時の連絡手段	連絡アプリ、電話

16. 虐待の防止のための措置

園児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。園児に不適切な養育の兆候が認められる等その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

17. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園ご利用相談 窓口	・窓口担当者 副園長 ・ご利用時間 8：00～17：00 ・電話番号 0795-86-0011 ・F A X 0795-86-0022 ・メール fuku@aiikunooka.jp（専用アドレス） 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください	
第三者委員	井上 美千代（有識者）	電話番号 0795-85-1178
	大塩 あけみ（有識者）	電話番号 0795-86-0852

18. 賠償責任保険等の加入

ひょうご福祉サービス総合補償制度	賠償責任保険	1 事故 最大5億円
(独)日本スポーツ振興センター	災害共済給付制度	保育施設管理下で児童の災害が発生したときに、災害共済給付を行う、国・園・保護者の三者負担による互助共済制度。 詳細は、日本スポーツ振興センターのウェブサイトを参照ください。

19. 秘密の保持

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

20. カスタマーハラスメントの防止

園児、保護者、及び地域社会との信頼関係を築き、特定教育・保育の質を高めるため、カスタマーハラスメントの防止に努めます。

外部講師等による職員研修の実施や、発生時の対応体制の構築を行います。また、ハラスメントに適正かつ迅速に対応するため、外部機関（弁護士・警察等）への相談体制の構築を行います。

21. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。